

社会福祉法人大桐会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大桐会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合には、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

役員名	日 額
理事長	6,000円
理事・監事・評議員	6,000円

(2) 監事が、監査等を実施した場合の費用弁償

役員名	日 額
監事	6,000円

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

付則 この規定は令和2年7月29日（評議員議決日）から施行し、令和2年7月29日から適用する。